

排出事業者様向けセミナー・現地見学会を行っています



知って得する産廃セミナー



現地見学・講習会

廃棄物に関する分別や法律等、お客様のニーズに合った内容で出張セミナー等を行っています。社内ではお客様によりよいサービスを提供させていただけるよう週4回、早朝勉強会を行っています。現地見学・講習会は法律によって「努力義務」とされており、弊社では2ヶ月に1度のペースで実施しています。弊社処分場や搬入先の処分場を実際に見ていただき、信頼性とコンプライアンスを確認いただいています。ご興味がおありの方は一度お問合せください。

お皿交換会と片付け相談会

SDGsな取り組み



城東商店街にてお皿交換会と片付け相談会を行っています。ご自宅に眠るお皿を持ってきていただき会場に既に置かれているお皿と交換することができます。使われなくなってしまったお皿も他の誰かにとっては価値あるものになります。交換会に参加して新たな持ち主のもとへめぐらされるお皿の市場を一緒に作りましょう。

また片付け相談会も行っており、皆さまのお困りごとや「処分したいけどどうやって進めたらいいかわからない」といったようなご相談をその場で直接お聞きしています。現地確認に伺うことも可能で、すぐにお見積りもさせていただきます。お気軽にご相談いただけます。電解除菌水クリーン・リフレのお試しコーナーもございますので、ぜひお立ち寄りください。

トピック スタッフ紹介

名前：菌部 裕子
入社：2011年3月（12年目）
所属：環境事業部



菌部さんにインタビュー

Q 休日の過ごし方
今年、写経をはじめました。それ以外はドラマばかり見えています。

Q お客様へ一言
何なりとお困りごとをお聞かせ下さい！お力になれるようがんばります。

トピック 社員旅行に行きました



水郷めぐりを楽しんだり、ラコリーナ近江八幡で家族に頼まれたスイーツを爆買しました。最後は毎年恒例のBBQで楽しい旅行を締めました。



9月18日、社員旅行に行ってきました。今回は滋賀県にお邪魔しました。天気にも恵まれ仕事ではなかなかできない話や、体験を楽しみました。

社長ご挨拶

大寒の候、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。旧年中はひとかたならぬご高配を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。本年も何卒宜しく願い致します。さて皆様方の2023年は、いかがでしたでしょうか？世間では薄々知っていても蓋をして明みにしなかった問題がどんどん世に明るみになったという一年ではなかったでしょうか？廃棄物処理についても同じ事が言え、排出者責任のリスクが年々高まってきております。そこで弊社ではリスクヘッジの一助として2か月に1回、弊社顧問の赤津弁護士と私で「排出者責任」をテーマにセミナーを開催しております。知らなかったでは済まされないご時世ですので、是非ご検討いただき、ご参加くだされば幸いです。また2024年は理想を一步進めていく事が吉と言われております。弊社も廃棄物の分別を徹底し、脱炭素社会の実現への一歩として廃プラスチックを石炭代替燃料として圧縮梱包し、製紙・セメント会社へ供給する事業の準備をしております。「さすが環境のプロ！」と言われる集団になる為、心新たに一心不乱に業務に邁進してまいり所存でございます。末筆ではございますがこの2024年が皆様方にとって健康で素晴らしい1年になりますように心から祈念申し上げます。また弊社もお客様本位で誠心誠意サービス向上に努めてまいりますので、昨年同様に倍旧のご支援賜りますようお願い申し上げます。



J-GROUP

VOL 61号
2024年1月

環境まもり隊通信

■ 鶴見工場：〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

■ 此花工場：〒554-0032 大阪市此花区梅町2丁目3番55号

☎ TEL：0120-445-138 FAX：06-6963-5338



ジェイ・ポート HP



社長日記



産廃知恵袋

今の特集は、

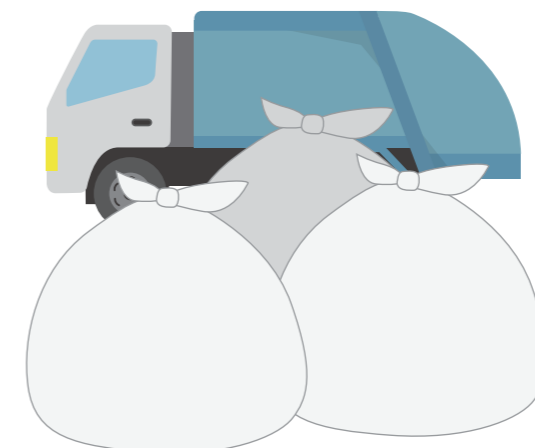
排出事業者の義務

廃棄物を出す際に知っておきたいこと
法律を守って廃棄物を出そう！



お任せ
ください！

適正処分
お願いします！



今月の特集 排出事業者の義務

排出事業者とは？

「排出者」とは、産業廃棄物を排出する事業所をさします。契約書やマニフェストでは、「排出事業者」と記載されています。



廃棄物処理法第3条より

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定しており、排出事業者は「その事業活動に伴って廃棄物を排出した者」とのみ定義されています

また第12条第7項では、事業者は、産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています。

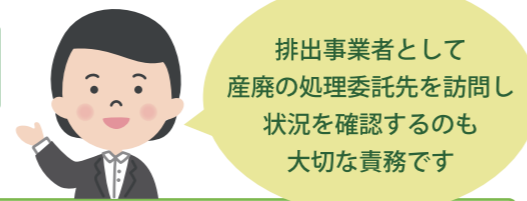
「排出者責任」とは、産業廃棄物処理を全て排出者の責任において行うようにと言う意味です。廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託した場合であっても、排出事業者が処理責任があることに変わりはありません。

産業廃棄物は、排出事業者が処理することと法律上定められていますが、排出事業者が自ら処理できないケースがほとんどです。そのため処理を委託した後も、最終処分終了までの一連の処理を確認できるようにマニフェスト制度ができました。

排出者が責任を果たすためにすること

下記の6つに努めてください!!

- ▶ 委託基準を遵守すること
- ▶ 産業廃棄物を生じる事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努めること (大阪府/届出なし)
- ▶ 多量排出事業場では、処理計画を策定しそれを報告すること
- ▶ 帳簿を備えること
- ▶ 委託契約を締結すること
- ▶ マニフェストを正しく運用すること



排出事業者は、廃棄物を減らすことも求められています。廃棄物を処理する前に、**「第一に発生を抑制し、第二に排出された資源はできるだけ利用し、第三にどうしても利用できないものは適正に処理すること」**を是非覚えておきましょう!!

ジェイ・ポートでは排出事業者の努力義務である現地見学会も行っています。ご興味のある方は営業担当までお問合せください



お問合せ
☎0120-445-138

お客様の声



不用品を搬出していただいた後に、ベットの別の部屋に移動していただくことは、可能でしょうか？

可能です。お見積り時にお伝えいただければご案内させていただきます。



冷蔵庫の処分について販売店が処分先がわからないといわれたので自分でインターネットで調べて連絡しました。

家庭用冷蔵庫、業務用冷蔵庫の引き取りも行っております。手続きが必要ですので事前にご連絡ください。

バッテリー捨てたかったけど今日は持ち帰ります。契約の事聞かせて？写真で見積できるの？



バッテリーの廃棄も可能です。事前に契約が必要ですのでお問合せください。

空間リフレ+で使ってみたよ。設置して3分くらいやけど臭いせんくなった気がする。



クリーン・リフレは除菌だけでなく、消臭面でも人気です。臭い等でお困りの方は一度お問合せください。

お客様トピック

4400部発行 お客様トピック掲載の会社さん大募集!詳しくはご連絡ください!
FAX: 06-6963-5338 / E-mail: service@j-port.co.jp



機能訓練特化型デイサービス

真心と優しさのデイサービス、最新のトレーニングマシンを備え、介護に特化して在宅生活支援を行っております。

営業時間 午前9時から12時15分
午後13時30分から16時45分

定休日 毎週日曜日

電話番号 06-6105-5501

住所 〒537-0003
大阪市東成区神路1丁目-7-21

